

議案第3号

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画
の変更について

○添付資料

資料 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画(案)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に23の鉄道駅を有し、JR東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在している。

【生瀬地域】

生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は31.4%（令和5年3月31日現在）と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、当該地域のもっとも近い鉄道駅周辺には日常的な買物ができる小規模小売店が1店舗あるのみで、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、市外の鉄道駅まで移動する必要がある。

そこで、当該地域の住民は、最低限必要な移動手段の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図ることとし、地域住民により「ぐるっと生瀬」運行協議会を組織した。その後、持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民が主体となり運行計画を策定し、平成27年10月1日より本格運行を開始した。本格運行後は、定期的に運行協議会と運行事業者等が集まり利便性の向上について検討しているほか、積極的な利用促進活動や広報の結果、毎年利用者数を増やしている。

【名塩地域】

名塩地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は28.2%（令和5年3月31日現在）と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、住民の医療や買い物などの施設は最寄りの鉄道駅に集中している。

そこで、当該地域の住民は、最低限必要な移動手段の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図ることとし、地域住民により名塩コミュニティバス準備委員会を組織し、令和4年6月から令和5年9月まで複数回の試験運行を行った。試験運行において目標としている乗客数等を達成できたことから、令和6年4月1日より本格運行を開始する。本格運行においては、名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会を組織し、運行事業者等と協力して利便性の向上について検討するほか、利用促進活動を行う。

このように、地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通について、専門家、運行事業者及び行政等と協働のもと、引き続き地域公共交通の確保・維持を図ることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○指標：一日当たり輸送人員

【生瀬地域】

事業年度		目標値	実績値
9年目	令和6年度(R5.10.1～R6.9.30)	100人以上	—
10年目	令和7年度(R6.10.1～R7.9.30)	100人以上	—
11年目	令和8年度(R7.10.1～R8.9.30)	100人以上	—

※参考：令和4年度事業実績値…102.8人

令和5年度事業（令和5年4月末現在）実績値…110.6人

※新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた今後の見通しから、令和6年度事業～令和8年度事業の目標値を設定。引き続き地域住民主体の取組みにより、コミュニティ交通が持続可能なものとなることを目指す。

【名塩地域】

事業年度		目標値	実績値
1年目	令和6年度(R6.4.1～R6.9.30)	60人以上	—
2年目	令和7年度(R6.10.1～R7.9.30)	65人以上	—
3年目	令和8年度(R7.10.1～R8.9.30)	70人以上	—

※目標値は運行経費を運賃収入と補助金（国・市）で賄うことができる輸送人員として設定。1年目は試験運行と同程度の目標値とする。

(2) 事業の効果

コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【生瀬地域】

- ・定期的に運行協議会、運行事業者、専門家及び市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。
- ・利用者層の拡大を図るため、地域行事と連携して、コミュニティ交通を利用してもらう機会を創出する。そして、利用者定着のため、会報やホームページの充実、毎月駅前での広報活動、運行協議会自らが作成したゆるキャラや生瀬音頭等によるPRを継続して実施する。
- ・地域と連携し、各種行事やイベントに参加し、地域の活性化に貢献するとともに、コミュニティ交通のPRを行う。また、地元学校園の行事にも参加し、子ども達のコミュニティ交通への愛着を図ると同時に、間接的に保護者へPRを行う。
- ・運行協議会メンバーの新規加入や研修の実施、自治会と緊密に連携することで組織を強化するなどし、安定した運営を目指す。また、常時活動してくれる人だけでなく、単発のイベント等にも協力してもらえようようなサポーターを募集し、協力者を増やす。
- ・利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。

- ・近隣でコミュニティ交通を運行している、又は導入を検討している地域等と交流を図り、意見交換やノウハウの共有を行うことで、さらなる利用促進策の検討や地域全体の活性化を図る。
- ・これらの事業を実施するにあたっては、「ぐるっと生瀬」運行協議会が主体となり、市や運行事業者、専門家と協働して取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、実施方法、規模、感染拡大防止対策等に十分配慮をしたうえで行うものとする。

【名塩地域】

- ・定期的に運行協議会、運行事業者、専門家及び市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。
- ・利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。
- ・近隣でコミュニティ交通を運行している、又は導入を検討している地域等と交流を図り、意見交換やノウハウの共有を行うことで、さらなる利用促進策の検討や地域全体の活性化を図る。
- ・これらの事業を実施するにあたっては、名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会が主体となり、市や運行事業者、専門家と協働して取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、実施方法、規模、感染拡大防止対策等に十分配慮をしたうえで行うものとする。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【生瀬地域】

※予定している時刻・運行予定期間（令和6年度事業）

- ・令和5年10月1日から令和6年9月30日
- ・年始の3日間（1月1日～1月3日）を除く平日・土曜日及び5月3日～5月5日の午前8時台から午後7時台

※運行事業者の決定の経緯

- ・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定

※地域内フィーダーシステムの補足（要綱別表7のハ）

- ・鉄道駅（JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

【名塩地域】

※予定している時刻・運行予定期間（令和6年度事業）

- ・令和6年4月1日から令和6年9月30日
- ・平日の午前7時台から午後7時台

※運行事業者の決定の経緯

- ・本格運行にあたり、名塩コミュニティバス準備委員会による公募にて運行事業者を選定

※地域内フィーダーシステムの補足（要綱別表7のハ）

- ・鉄道駅（JR西宮名塩駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>【生瀬地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通の運行に係る費用総額約 1,100 万円 ・運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた残額は西宮市が補助。ただし、差額が補助上限を超える場合は、当該超えた部分は「ぐるっと生瀬」運行協議会が負担。 <p>【名塩地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通の運行に係る費用総額約 600 万円（6 ヶ月分） ・運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた残額は西宮市が補助。ただし、差額が補助上限を超える場合は、当該超えた部分は名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会および自治会が負担。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・各ルートの利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし（地域内フィーダー系統のため）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
運行経路が狭隘かつ急勾配である等の地形的条件から 14 人乗り小型バス 1 台を取得し運行する。運行に際しては、運行ルートや便数といった運行計画を、住民のニーズに合ったものにするなど、取得した車両を最大限活用することによって、持続可能な運行を目指す。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
1 日当たり輸送人員を 100 人以上とする。
（2）事業の効果
購入する車両をコミュニティ交通の運行に使用することで、路線を維持することにより、生瀬地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付
- ・車両購入に要する費用約600万円
- ・費用の総額から国庫補助金を差し引いた残額を西宮市が補助

**14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

**15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

**16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（1）事業の目標

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

（2）事業の効果

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし（車両減価償却費等国庫補助金のため）

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成26年1月21日 第1回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明 ・第1回有料試験運行^{※1}の事業計画を報告
平成26年3月19日 第3回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行^{※1}の途中経過を報告
平成26年9月19日 第2回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行^{※1}の結果を報告 ・第2回有料試験運行^{※2}の事業計画を報告
平成27年3月27日 第5回西宮市都市交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回有料試験運行^{※2}の途中経過を報告
平成27年5月19日 第3回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回有料試験運行^{※2}の結果を報告 ・本格運行の事業計画に係る協議及び合意 ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の報告
平成27年5月22日 宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行の事業計画について協議及び合意
平成27年6月9日 第4回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定

平成 27 年 8 月 3 日 第 5 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・ 本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 27 年 8 月 20 日 宝塚市地域公共交通会議	・ 本格運行の回数券に係る協議及び合意
平成 28 年 2 月 1 日 第 7 回西宮市都市交通会議	・ 本格運行の途中経過を報告
平成 28 年 5 月 25 日 第 6 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 28 年 6 月 8 日 宝塚市地域公共交通会議	・ 事業計画の変更に係る合意
平成 29 年 5 月 24 日 第 9 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 29 年 6 月 14 日 宝塚市地域公共交通会議	・ 事業計画の変更に係る合意
平成 29 年 7 月 18 日 第 10 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・ 平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
平成 30 年 6 月 1 日 第 12 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 平成 31 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
平成 30 年 6 月 5 日 宝塚市地域公共交通会議	・ 事業計画の変更に係る合意
令和元年 5 月 20 日 第 14 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・ 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 2 年 6 月 23 日 第 18 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・ 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 2 年 7 月 31 日 第 19 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・ 事業計画の変更に係る合意
令和 2 年 9 月 28 日 宝塚市地域公共交通会議	・ 事業計画の変更に係る合意
令和 3 年 3 月 29 日 第 22 回西宮市都市交通会議	・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更
令和 3 年 4 月 13 日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・ 事業計画の変更に係る合意
令和 3 年 6 月 2 日 第 21 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・ 事業計画の変更に係る合意 ・ 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更 ・ 令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定
令和 3 年 6 月 23 日 宝塚市地域公共交通会議【書面】	・ 事業計画の変更に係る合意

令和4年1月7日 第22回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
令和4年6月7日 第23回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・事業計画の変更に係る合意 ・令和5年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の策定
令和4年6月28日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
令和5年1月6日 第25回西宮市土地交通会議 地域公共交通分科会【書面】	・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価
令和5年6月7日 第26回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	・事業計画の変更に係る合意 ・令和6年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の策定
令和5年6月16日 宝塚市地域公共交通会議	・事業計画の変更に係る合意
令和6年1月15日 第27回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	【生瀬地域】 ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価 【名塩地域】 ・本格運行の事業計画に係る協議及び合意
※1 平成26年3月3日～31日（平日20日間）第1回有料試験運行を実施	
※2 平成26年10月1日～平成27年3月31日（平日119日間）第2回有料試験運行を実施	

19. 利用者等の意見の反映状況

【生瀬地域】

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から「ぐるっと生瀬」運行協議会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

【名塩地域】

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する、名塩コミュニティバス準備委員会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から名塩コミュニティバス準備委員会へ日々の利用者の声を報告するなど、随時、情報共有を図っている。

20. 宝塚市におけるぐるっと生瀬の位置付け

ぐるっと生瀬は、西宮市住民の生活交通として必要なものであり、宝塚市内の停留所は阪急宝塚駅前停留所のみであることから、宝塚市住民の利用を想定しておらず、宝塚市地域公共交通計画に生活交通として補助対象系統へ位置付ける予定はない。また、ぐるっと生瀬運行経費に対して、宝塚市に費用負担を求めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

（所 属）西宮市役所政策局都市計画部交通政策課

（氏 名）田中 庸平

（電 話）0798-35-3565

（e-mail）kotsu@nishi.or.jp